

ロッドは inborn errors of metabolism という概念のもとに、ある疾患においては正常な代謝経路の部分的障害があつて、この障害が特別な酵素の先天的欠損にもとづくものであるという理論を提出した。しかしこれはあくまでも理論的な見解をのべたにすぎず、事実として実証されたわけではなかつた。これが実証されるのははるか後年一九三六年のことであるが、かれのパラダイムは現在にいたるまで連綿として存在しているといえよう。

(平成十七年三月例会)

「バージニア・オルソン物語」

執筆で得た G H Q 看護改革に関する情報

大石 杉乃

一 バージニア・オルソンとは

G H Q の看護課長は、初代がオルト (Grace Elizabeth Alt)、二代目がオルソン (Virginia Mae Ohlson) であった。オルトが修士号取得のため一九四九年に一時帰国した際、後任の看護課長に任命されたのはオルソンであった。占領期間を通して看護改革の中心にいたのは看護婦で陸軍少佐であったオルトであったが、日本人看護婦はオルトの一時帰国以後はオルソンだけが看護課長であつたと思つていた。オルソンは、多くの日本人に、看護改革の最大の功労者とされているオルトよりも強い印象を残し、戦後世代の看護師たちからも慕われている。

オルソンは、アメリカ看護婦協会大会の会場でオルトと出会い、オルトにリクルートされ、一九四七年五月に G H Q 看護課スタッフとして来日した。G H Q 看護課のスタッフとして活動するかたわら、中高生の少女たちや看護婦を対象にバイブルクラスを開いた。オルソンにとつて第一が G H Q 看護課の仕事、第二が少女や看護婦たちに英語と聖書を教えるバイブルクラスの仕事であつた。一九四九年、出国を許されていなかった日本人看護婦に代わつてオルソンが日本代表として国際看護婦協会スウェーデン大会に参加し、日本看護協会は国際看護婦協会に再加入することができた。

G H Q による日本占領が終わり、オルソンはオルトと同じ船で帰国した。まもなく再来日したオルソンは、広島で原爆傷害調査委員会の職に就き、保健婦活動を指導した。その後、ロックフェラー財団駐日コンサルタントとして多くの看護関係者の相談相手となり、看護教育課程を四年制大学とするために努力し、看護関係者の海外留学を援助した。

帰国後、シカゴ大学で修士号と博士号を取得し、公衆衛生の研究を続けるとともに、イリノイ大学教授として看護教育に貢献した。帰国後も日本の看護界との関係が絶えることなく、アメリカに留学したり、海外の学会などに参加する日本人看護婦たちに様々な援助を与え続けた。一九七七年に東京で国際看護婦協会の大会が開催された時には日本側の役員たちに有益なアドバイスを与え、大会を成功裏に終わらせた。これらの功績に対し日本政府は勲三等寶冠章を授与した。一

九八四年にはアジアからの看護婦留学生のためにイリノイ大
学に「バーヂニア・オルソン国際研究基金」を設立した。

二 明らかになった事実

「バーヂニア・オルソン物語」の執筆を通じて、GHQ/SCAP
Recordsなどの公的史料ではわかり得なかったGHQ看護改革の
実態を明らかにすることができた。そのいくつかを紹介する。

(一) オルトの再来日後の一九五〇年八月からGHQ看護課が
消滅する一九五一年六月二〇日まで、GHQ看護課には二
人の課長が存在した。職位はオルトの方が上位であった。

(二) オルトは上司である公衆衛生福祉局長サムス
(Crawford F. Sams) に相談しないでアメリカへの一時帰
国を決めた。オルトの行動は軍人であるサムスの怒りを買
い、サムスとオルトの関係が冷却化した。オルソンによる
と、サムスはオルトが再来日し看護課長に復職することを
望んでいなかった。一九五〇年八月、サムスは二人の看護
課長に対し、「日本人に求められた方が担当すればよい」と
いう曖昧な指示をだした。日本人看護婦たちは、二人の看
護課長のうち、やさしいオルソンを相談相手に選んだ。オ
ルソンは日本人看護婦の意志を尊重する方針で臨んだ。オ
ルソンの存在は、日本人看護婦にとって、一九四八年に制
定された「保健婦助産婦看護婦法」を日本的に改正させる
ためには都合がよかった。また、日本人看護婦たちに、多
く接したオルソンだけが看護課長であったと誤解をさせた。

(三) GHQ看護課スタッフの任期は、原則として二年であつ
たが、リクルートする時には必ずしも二年が提示されてい
たわけではなかった。リクルートもオルトの個人的な努力
で行われていた。

(四) GHQ看護課が行った看護学校や保健所への厳しい視
察に対して日本人、看護婦たちは、それをくぐり抜ける知
恵と対処方法を備えていた。

(東京慈恵会医科大学医学部看護学科・順天堂大学医学部医
史学研究室)

(平成十七年四月例会)

大分県公文書館所蔵

『昭和十五年監置精神病者に関する綴』解題

橋本 明

呉 秀三・榎田五郎の論文『精神病者私宅監置ノ実況及び
其統計的観察』(大正七年)の精読によりいくつかの疑問点
が生じた。そこで各道府県が定めていた私宅監置に関する規
定を調査したところ、その過程で大分県公文書館が所蔵する
『昭和十五年監置精神病者に関する綴』に行き着いた。この
ようなまとまった公文書が過去に分析されたことはなく、文
書を解説・整理する作業を開始した。

この綴は五百数十枚からなる書類の束で、八八の文書群か
ら構成されている。その内訳は、「1」監置に関わる文書